

## 会議の公開について（案）

1. 会議は原則公開とし、傍聴については、ワーキンググループの運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
2. 議事要旨については、原則として会議の翌々日までに作成し、公開する。
3. 議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
4. 配付資料は原則として公開する。
5. ワーキンググループ開催日程については、事前に経済産業省ホームページで公表する。
6. 個別の事情に応じて、会議または資料を非公開とするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。